

表 個人所得税の改正内容

(1) 2022年4月1日から始まる評価年度における個人所得税

2022年4月1日から9月30日		2022年10月1日から2023年3月30日	
対象期間の総所得	所得税額	対象期間の総所得	所得税額
1,500,000ルピー以下	6%×総所得	250,000ルピー以下	6%×総所得
1,500,000ルピーより多く、 3,000,000ルピー以下	90,000ルピー+12%×(総所得-1,500,000ルピー)	250,000ルピーより多く、500,000ルピー以下	15,000ルピー+12%×(総所得-250,000ルピー)
3,000,000ルピーより多い	270,000ルピー+18%×(総所得-3,000,000ルピー)	500,000ルピーより多く、750,000ルピー以下	45,000ルピー+18%×(総所得-500,000ルピー)
		750,000ルピーより多く、 1,000,000ルピー以下	90,000ルピー+24%×(総所得-750,000ルピー)
		1,000,000ルピーより多く、 1,250,000ルピー以下	150,000ルピー+30%×(総所得-1,000,000ルピー)
		1,250,000ルピーより多い	225,000ルピー+36%×(総所得-1,250,000ルピー)

(2) 2023年4月1日から始まる評価年度における個人所得税

課税対象の所得	所得税額
500,000ルピー以下	6%×総所得
500,000ルピーより多く、 1,000,000ルピー以下	30,000ルピー+12%×(総所得-500,000ルピー)
1,000,000ルピーより多く、 1,500,000ルピー以下	90,000ルピー+18%×(総所得-1,000,000ルピー)
1,500,000ルピーより多く、 2,000,000ルピー以下	180,000ルピー+24%×(総所得-1,500,000ルピー)
2,000,000ルピーより多く、 2,500,000ルピー以下	300,000ルピー+30%×(総所得-2,000,000ルピー)
2,500,000ルピーより多い	450,000ルピー+36%×(総所得-2,500,000ルピー)

(注1) 表内の「ルピー」は「スリランカ・ルピー」。

(注2) 2022年4月1日から9月30日において1,500,000ルピー、2022年10月1日から2023年3月30日において600,000ルピーよりも総所得が少ない場合は、非課税。2023年4月1日から2024年3月30日において1,200,000ルピーよりも総所得が少ない場合は、非課税。

(出所) スリランカ政府資料から作成